

平成27年9月

中札内村議会定例会会議録

平成27年9月9日（水曜日）

◎出席議員（8名）

1番	北嶋信昭君	2番	森田匡彦君
3番	黒田和弘君	4番	中西千尋君
5番	男澤秋子君	6番	宮部修一君
7番	中井康雄君	8番	高橋和雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	田村光義君	教育長	上松丈夫君
農業委員会会長	道見文夫君	代表監査委員	木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	火山敏光君	総務課長	阿部雅行君
住民課長	山崎恵司君	福祉課長	高島啓至君
産業課長	成沢雄治君	施設課長	大和田貢一君
総務課長補佐	尾野悟里君		

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 高桑 浩君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 産業課長兼務

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 長澤 則明君 書記 林 真悠君

## ◎議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		議会運営委員会の報告
日程第3		会期の決定
日程第4		諸般の報告
日程第5		閉会中の所管事務調査について
日程第6		行政執行状況報告
日程第7	意見書案第6号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
日程第8	請願第1号	義務教育費負国庫担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の採択を求める請願
日程第9	請願第2号	道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の採択を求める請願
日程第10	報告第5号	札内川園地における物損事故に係る損害賠償の額の決定についての専決処分の報告
日程第11	報告第6号	平成26年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第12	承認第2号	平成27年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について
日程第13	議案第47号	中札内村固定資産評価審査委員会委員につき同意を求めることについて
日程第14	議案第48号	中札内村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第15	議案第49号	中札内村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16	議案第50号	中札内村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17	議案第51号	中札内村立へき地保育所条例の全部を改正する条例の制定について
日程第18	議案第52号	中札内村消防団の設置、名称及び区域に関する条例の制定について
日程第19	議案第53号	中札内村消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の制定について
日程第20	議案第54号	中札内村非常勤消防団員報償金条例に制定について
日程第21	議案第55号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第22	議案第56号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

日程第23	議案第57号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第24	議案第58号	平成27年度中札内村一般会計補正予算について
日程第25	議案第59号	平成27年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第26	議案第60号	平成27年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
日程第27	議案第61号	平成27年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について
日程第28	認定第1号	平成26年度中札内村一般会計歳入歳出決算認定について
日程第29	認定第2号	平成26年度中札内村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第30	認定第3号	平成26年度中札内村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第31	認定第4号	平成26年度中札内村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第32	認定第5号	平成26年度中札内村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第33	認定第6号	平成26年度中札内村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

## ◎開会宣告

- 議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は8人です。  
定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年9月中札内村議会定例会を開会いたします。  
ただちに、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（高橋和雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番男澤議員と7番中井議員を指名いたします。

## ◎日程第2 議会運営委員会の報告

- 議長（高橋和雄君） 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。  
議会運営委員会が終了し、報告書の提出がありました。  
委員長の報告を求めます。  
中井議会運営委員会委員長。

（中井康雄議会運営委員会委員長登壇）

- 議会運営委員会委員長（中井康雄君） 議会運営委員会報告。  
平成27年9月2日午前10時、全委員、副村長及び総務課長の出席のもとで議会運営委員会を開催し、9月定例会について協議いたしましたので、次の事項についてご協力をお願いします。

記。

- 1、会期について。  
9月9日、水曜日から、9月18日、金曜日までの10日間とされたい。
  - 2、議事日程について。
    - イ、諸般の報告。
    - ロ、閉会中の所管事務調査について。
    - ハ、行政執行状況報告。
  - ニ、請願第1号及び請願第2号は産業文教常任委員会へ付託されたい。
  - ホ、認定第1号から認定第6号までの各会計決算認定審査については、9月14日、16日、17日の3日間、本会議で審議されたい。
  - へ、その他の議案については、初日の本会議で審議されたい。
  - ト、一般質問は、9月18日、金曜日に予定されたい。
- 以上、議会運営委員会報告といたします。
- 議長（高橋和雄君） 報告が終わりました。

### ◎日程第3 会期の決定

○議長（高橋和雄君） 日程第3、会期の決定を議題にいたします。

お諮りをいたします。

この定例会の会期は、本日から9月18日までの10日間にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月18日までの10日間に決定をいたしました。

### ◎日程第4 諸般の報告

○議長（高橋和雄君） 日程第4、諸般の報告をいたします。

6月定例会以降、閉会中における議会の活動状況と監査委員の例月出納検査報告書については、印刷したものをお手元に配布しましたので、了解をお願いいたします。

次に、中札内プール移転改築等調査特別委員会中間報告について、委員長から報告を求めます。

中井中札内プール移転改築等調査特別委員会委員長。

（中井康雄中札内プール移転改築等調査特別委員会委員長登壇）

○中札内プール移転改築等調査特別委員会委員長（中井康雄君） 中札内プール移転改築等調査特別委員会中間報告。

平成27年6月村議会定例会において本委員会が設置され、現在まで3回の調査活動を行ってきましたので、会議規則第47条の規定により調査・審議内容について、次のとおり中間報告いたします。

記。

1、プールの構造について。

木造プールは見た目も優しく、温かみを感じられるが、建設後の維持管理、耐久性を考えた場合、計画案のとおり鉄筋・コンクリート造りが最善と考える。

2、プールの規格について。

中札内プール、上札内プールを統合するならば、保育所、小中学校、高等養護学校の授業利用と一般利用者の併用を考え6コース以上は必要であると考え。

幼児用プールは一般プールと区別し設けることが望ましい。

車いす利用者や歩行に不安な人に配慮したスロープの設置の検討も必要であると考え。

3、プールの設備について。

消毒殺菌システムには、ランニングコストが低く、髪や肌にやさしいとされている食塩を使用した電界次亜塩素酸生成方式導入などの検討も必要であると考え。

採暖室は必要と考えるが、利用者の意見を広く聞き、採暖用ジャグジー等の検討も必要であると考え。

ロッカー数は計画どおり各40個以上は必要であると考え。

省エネルギーに配慮した太陽光発電等の設置による光熱費の軽減を図る設備の検討も必要であると考え。

4、プール建設費等について。

本村の人口規模、年間利用者等を考慮した規模を十分に検討することが大切であり、過大な予算とならないよう、現予算見積もりの範疇での建設とすることが大切である。

プール設計にあたっては、現状の利用状況並びに関係機関等の意見を十分に聴取して検討していくべきである。

以上、中間報告といたします。

○議長（高橋和雄君） これで委員会の報告を終わります。

## ◎日程第5 閉会中の所管事務調査

○議長（高橋和雄君） 日程第5、閉会中の所管事務調査を議題にいたします。

局長より説明をお願いします。

○議会事務局長（長澤則明君） 所管事務調査通知書の朗読をもって説明します。

赤ナンバー4番と5番をご覧ください。

所管事務調査通知書。

本委員会は、下記により所管事務について調査することを決定したから、会議規則第73条の規定により通知します。

記。

1、事項。

総務厚生常任委員会の所管事務調査。

2、目的。

高齢者交流拠点施設の設置及び運営について。

3、場所。

士幌町、足寄町。

4、人員。

委員5名、事務局2名。

5、期間。

平成27年10月下旬。

所管事務調査通知書。

本委員会は、下記により所管事務について調査することを決定したから、会議規則第73条の規定により通知します。

記。

1、事項。

産業文教常任委員会の所管事務調査。

2、目的。

観光拠点施設（道の駅）を中心とする観光振興について。

3、場所。

後志管内赤井川村及びニセコ町。

4、人員。

委員5名、事務局2名、行政職員、産業課1名。

5、期間。

平成27年10月6日、火曜日から、10月7日、水曜日。

○議長（高橋和雄君） 説明が終わりました。

お諮りをいたします。

閉会中における所管事務調査として通知がありました、総務厚生常任委員会及び産業文教常任委員会の調査については、会議規則第73条の規定により、これを承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の所管事務調査を通知書のとおり、承認することは決定をいたしました。

## ◎日程第6 行政執行状況報告

**○議長（高橋和雄君）** 日程第6、行政執行状況報告について、村長と教育長から申し出がありましたので、これを許します。

はじめに、田村村長、お願いをいたします。

(田村光義村長登壇)

**○村長（田村光義君）** 定例会の開会に当たり、6月以降の村政執行状況の主なものについてご報告申し上げます。

以下、所管別に報告させていただきますが、一部印刷を持って配布させていただいておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

はじめに、総務課所管事項について申し上げます。

総務グループについてですが、村表彰条例に基づく表彰については、中西千尋氏に自治功労表彰、社会功労表彰及び教育功労表彰を、麻生和子氏に自治功労表彰及び社会功労表彰を行い、小林哲雄氏と柴田忠良氏に自治功労表彰を、高嶋重信氏と砂田仁司氏に社会功労表彰を行っております。

また、元札内地区の住宅火災において救助活動を行った幕別町在住の小椋靖高氏に善行表彰を行っております。

中札内村非核平和宣言から20周年の節目の年を迎えた取組みとして、8月6日の広島市平和記念式典に、中札内中学校から2名参加しました。

ピースアクション～折り鶴でつなぐ平和の心として、村民から託された1万2,000羽の折り鶴を千羽鶴にして、原爆の子の像に捧げ式典に参列し、戦争の歴史、平和の思いを肌で感じてきました。

今後、中学校では学校新聞での報告、村も広報紙などを活用して、平和の思いを広く伝えてまいります。

宅地分譲地ノースヴィレッジ興農は、一部賃貸共同住宅用に変更し申し込みを受け付けていたところ、帯広市の事業者から4区画の申し込みがあり、6月18日に契約を終えています。

また、昭和57年度から分譲を行っていたあけぼの団地は、7月10日に1区画の契約を締結し、完売しています。

防災についてですが、防災の日の9月1日に、記録的短時間大雨による堤防決壊の恐れによる防災訓練を、地域防災組織を組織する市街地5行政区に参加いただき、避難所の開設、情報伝達訓練、避難訓練、給食提供訓練などを実施しております。

次に企画財政グループについてですが、普通交付税は、7月に算定事務を終え、当初予

算額に対し、1億4,328万9,000円増の17億4,337万9,000円となり、前年度交付決定額との比較では、0.47%、808万1,000円の増加となっております。

また、臨時財政対策債は、当初予算額に対し、1,288万2,000円増の1億5,088万2,000円を限度に決定される見込みで、普通交付税と臨時財政対策債を合わせた前年度交付決定額との比較では、239万円、0.13%の増加となっております。

本村の普通交付税の増加要因としては、基準財政需要額の別枠加算で新設された人口減少等特別対策事業費によるものが主な要因となっております。

まち・ひと・しごと創生総合戦略についてですが、2月の総合戦略策定推進本部立ち上げから、役場課長補佐以下職員による二つのワーキングチームを設置して、これからの人口減少時代に対応できる施策について議論を進めております。

今後、総合戦略策定推進本部において総合戦略案をまとめ、総合行政推進委員会に官・産・学・労・言・金を加えた審議をお願いするとともに、議会への提示、パブリックコメントの実施に合わせて住民との意見交換を開催しながら、総合戦略の成案としてまいります。

地域公共交通会議ですが、8月28日に会議を開催し、平成26年度に行った住民アンケート及び実証運行による今後の地域公共交通のあり方について意見をいただきました。

新たな地域公共交通に対する考え方は、今後車を利用しない高齢者が増加していくことを踏まえ、市街地における公共交通体系を、現行の福祉バス路線及び上札内までの乗り合いバスを包含したネットワークとして確立してまいります。

景観まちづくり委員会は、7月14日に新たな委員を委嘱し、2期目の活動に入りました。景観づくり・なかさつないルールの共有、小学生景観学習への協力、日本で最も美しい村連合加盟に向けた意見交換など、中札内村の美しい風景を未来につなぐ活動を担っていただきます。

帯広市が中心市となり、十勝管内の町村が相互に役割分担・連携・協力をすることにより必要な生活機能を確保するとして平成22年12月に協定を結んだ十勝定住自立圏についてですが、平成28年度から始まる次期共生ビジョンに向けた検討を、8月20日に市町村長意見交換会を開催し、また、民間団体や地域の関係者などで構成する共生ビジョン懇談会を9月3日に開催しています。

今後、各市町村でのパブリックコメント、議会報告などを行い、次期共生ビジョンを作成してまいります。

第1回村民盆踊りが8月23日に行われ、大勢の村民や帯広・中札内会の会員ら村外からも多く訪れ、にぎわいを見せていました。

村に盆踊りを復活させようと、村民有志が実行委員会を組織し、村内行政区、各団体等の協力を得ながら、村民主体で開催しております。

村民盆踊りに要した費用の助成は、地域コミュニティの推進と地域の活性化を図ることとした、まつり振興事業補助金として今回の補正予算に計上しております。

次に、住民課所管事項について申し上げます。

住民グループについてですが、児童医療関係では、これまで乳幼児1,423件、小学生102件、中学生29件で約400万円の医療費を助成しております。

医療関係で、ドクターヘリの十勝圏への運航圏域拡大についてですが、過日、道東及び道北のドクターヘリ運航調整委員会が開催され、それぞれ十勝圏の要望どおり運航圏拡大



が了承されたところであり、現在、運航開始に向け北海道及び基地病院と綿密な調整協議が行われております。

なお、負担金については、先の6月定例会で補正させていただいたところですが、現在、北海道より基地病院との間で再調整を要する可能性がでてきたとの報告を受けており、今後の協議の推移を見守ることとしております。

中札内村立診療所の高圧受電設備改修工事については、6月下旬に着手し、8月下旬に工事を完了しております。

有害鳥獣関係では、昨年同様、猟友会帯広支部中札内支部の会員の方々を鳥獣被害対策実施隊員として任命させていただき、それぞれ有害鳥獣の駆除に取り組んでいただいているところです。

7月末現在の捕獲・駆除状況は、エゾシカ118頭、キツネ206頭、カラス268羽、ドバト284羽となっています。

次に、福祉課所管事項について申し上げます。

福祉グループについてですが、国の地方創生事業による交付金を活用し、70歳以上の方がいる世帯を対象とした高齢者生活支援商品券発行事業は、7月下旬に対象世帯となる約600世帯への案内及び、8月3日より受付を開始し、8月末現在で530世帯へ発行しております。

昨年春の消費税引き上げによる、所得の低い方々や子育て世帯への影響を緩和する目的で実施する臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の支給申請は、9月1日より受付を開始しております。

北一区及び桜ヶ丘公園に設置し、長年使用されておらず老朽化の進んでいた児童遊具について、各行政区との協議のもとで7月に撤去を完了しております。

次に、保健グループについてですが、保健師と管理栄養士が直接行政区に出向きお話をし、生活習慣病予防対策講座は、現在まで2行政区から依頼があり、1行政区に対して住民の健康状況や生活習慣改善による疾病予防などをテーマに講座を開催しております。

対がん協会による巡回健診の結果説明会を7月に実施し、対象者107人の内104人の方に保健師、管理栄養士が個別に面談を行い、健診結果と生活習慣病予防のための工夫について説明を行っております。

また、生活習慣病の発症及び重症化予防に係る新たな取組みとして、食事歴などの簡易的な質問票をもとに、指導の必要性がある方々を抽出し、69人に対して個別面談による栄養指導を8月に実施しております。

次に、保育園についてですが、きらきら保育園では、8月1日から土曜保育の時間を午後6時30分まで延長し、毎週40人程度の保育希望があるため、随時対応を行っております。

次に、産業課所管事項について申し上げます。

農作物の生育状況は、干ばつの影響が心配されましたが、夏にかけて天候が回復し、一般的に順調に推移し、豆類、てん菜、馬鈴しょは平年より早い生育となっております。

小麦は、きたほなみに転換後、期待した収量がありませんでしたが、今年の収穫では過去最高の収量が見込まれる状況にあります。

枝豆については、村内では8月24日から本格的な収穫が始まっております。

畜産関係では、牛サルモネラ予防接種事業が7月末現在2,349頭のワクチン接種を終了しています。

商工関係では、国の地方創生交付金事業及び道の地域ふれあいプレミアム付商品券発行促進事業の活用による、消費喚起プレミアム商品券を、中札内商工会の販売促進事業として実施し、8月2日から販売を開始し3日間で3,000組が完売となりました。

まちなかにぎわいづくり委員会は、昨年から10回の会議を開催し、現在、村に対する提言書のまとめを進めているところであり、提言書の提出は9月中を予定しております。

観光関係では、7月5日第44回ピョウタンの滝やまべ放流祭を開催し、昨年より多い約2,000人が訪れ、やまべ・ニジマスのかみ取り、ゆるキャラなど子供たちに人気を集め楽しんでいただきました。

なお、札内川園地事業として、自然体感・参加型の企画事業を予定しておりましたが、道道静内中札内線のピョウタンゲートからの通行止めの影響などにより中止しております。

道の駅では、帯広・広尾自動車道の忠類大樹インターチェンジの開通による影響を心配しておりましたが、5月以降は集客及び売上げが前年を上回る状況となっております。

また、道の駅リニューアル10周年記念事業も順調で、ありがとうプレゼントキャンペーンの抽選会は6月1,211回、7月1,503回、8月1,927回と増えており好評をいただいております。

実行委員会主催による、第17回花フェスタは前年と同じ33団体・個人の参加で実施し、入込み人数は、前年より約4,000人少ない約1万3,000人となりましたが、丹精込めて造られた花壇を見ていただくことができました。花づくりに参加いただいた村民の皆様、ご支援ご協力いただいた方々に対し感謝申し上げます。

次に、施設課所管事項について申し上げます。

道路維持関係では、村道の補修では舗装クラックの補修による走行性の向上対策を行うほか、定期巡回点検による随時補修を実施しております。

また、村道の草刈りや街路樹の枝払いなど、良好な道路環境の維持に努めております。

公園関係では、6月から7月にかけての少雨の影響により芝生の生育状況に支障が出ておりましたが、札内川総合運動公園、上札内パークゴルフ場芝生地での散水による枯れ防止対策を実施し、干ばつ防止対策に努めてまいりました。

定住対策事業では、移住促進奨励金2件と中札内スタイル住宅建設奨励金4件を交付しております。また、合併処理浄化槽設置整備事業では1件の補助を行っております。

村営住宅入居関係では、第2回目の公募を8月に行っているほか、随時募集住宅で5件の入居決定をしております。

主な工事の実施状況ですが、今年度予定の工事はすべて発注を終え、道路工事関係では、34号道路改修工事、中島新橋橋梁補修工事など、計画工程より早めの進捗状況となっております。

中札内中学校大規模改修工事は、平成26年度補正予算の配分を受け、当初予定の工程より早い進捗で、2学期中旬での完成に向け取り進めております。

村営住宅関係工事では、泉団地、上札内東団地のストック改善工事は、入居者との調整を図り順次取進めております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

**○議長（高橋和雄君）** 次に、上松教育長、お願いいたします。

（上松丈夫教育長登壇）

**○教育長（上松丈夫君）** 定例会の開会にあたり、6月村議会定例会以降の教育委員会所管事項の主なものについてご報告させていただきます。

学校教育の状況であります。7月28日に、教職員研修事業として新任教職員を対象にした教職員研修会を実施しております。

平成27年度全国学力・学習状況調査の結果が8月25日公表され、本村小中学校分について、北海道教育委員会を通じて通知を受けました。

平均正答率の全国平均との比較では、小学校は国語A・B、算数A・Bの4科目とも上回りました。

中学校は国語Bと理科が上回りましたが3科目で下回り、国語Aと数学Bは全道平均よりも低い結果となりましたが、3年前の小学校6年生時と比較すると大きくその差を縮めています。

今後、教育委員会では各学校からの委員による学力・体力向上サポート委員会で結果の分析を行い、課題や学力向上のための方策を検討し、結果の傾向や特長などを公表し、家庭、学校、地域が情報を共有し、学力向上の取組みを推進したいと考えております。

青少年国際交流相互訪問研修事業では、キャツァ一家5人の随行により、エルマ市から生徒7人が7月4日から15日までの12日間の日程で来村され、ホームステイをしながら、本村中学生との交流や日本の生活・文化を体験するなど、有意義な研修を終えられ帰国されました。

エルマとの相互訪問は今回で終了することになり、6日には発起人会主催による、キャツァファミリー感謝の集いが開催され、キャツァ美夏さん・ケリーさんをはじめ、家族のみなさんの21年間の長きにわたる多大な協力に、心からの感謝の気持ちが伝えられました。

新たな研修先について公益財団法人国際文化フォーラムとオーストラリア・ニュー・サウスウェルズ州教育省職員を通じて打診していただきましたが、同州・モルヤ市のモルヤ・ハイ・スクールから受け入れ可能との連絡を受け、これまで情報交換し、8月7日に教育次長と推進委員長である中学校教頭がモルヤを訪問し、事前調査と打合せを行い、28年3月に派遣することで協議が整いました。

研修日程や内容、ホームステイ先などの詳細について今後協議を進め、早期に募集できるよう準備を進めています。

社会教育活動では、ジュニアアウトドアスクールは8月9日・10日の1泊2日で、小学3、4年生29人と高校生ボランティア8人が参加して、道立足寄少年自然の家「ネイパル足寄」を拠点に体験研修を行いました。

中札内村・南砺市交流事業では、8月3日から7日までの5日間の日程で、中札内小学校5、6年生25人が南砺市を訪問し、南砺市の風土に触れる体験活動と、福野地区小学4、5、6年生と合同で自然体験研修を行うなど、交流を深めてきました。

川越市少年の翼は、8月25日から29日までの5日間のうち、27日までの3日間を上札内交流館に滞在し、野外活動、中札内中学校生徒との交流のほか、グリーンツーリズム推進住民会議の協力による農業体験を行いました。

日本クラブユースサッカー選手権、アンダー15が帯広市と中札内交流の杜を会場として開催され、交流の杜では、8月3日から8日までの期間、村民の方々の応援や競技運営への中学生の協力をいただき、無事に全大会日程が終了しております。

大会期間中は、交流の杜宿泊施設に審判団が滞在されました。

また、観光協会や村民有志の協力により、総合案内所や飲み物、かき氷、観光グッズの販売コーナーの設置とパンフレットを置き、本村の魅力を全国に発信する取組みを行って

おります。

更別村との連携事業は、舞台芸術鑑賞事業で、8月27日から9月8日に更別村青少年劇場、中札内村学校教育振興会主催で、小学生、中学生、中札内高等養護学校生徒、幼稚園・保育園児を対象に両村の児童生徒が文化創造センターにおいて、演劇、音楽、落語、人形劇を鑑賞しております。

第10回中札内村北の大地ビエンナーレは、遠方からの受賞者の参加もいただき、7月18日に文化創造センターで授賞式を行いました。

また、7月19日から8月16日まで展覧会が開催され、期間中には記念演奏会、三谷温ピアノ名曲コンサートや、あなたが選ぶ北の大地賞等のイベントを開催するなどして、2,077人の来場をいただきました。

北の大地ビエンナーレは今回で終了し、少し時間をいただいて、新たな事業を検討してまいります。

審査委員や相談役の先生方、実行委員会の皆さま、共催・協賛・後援・協力いただいた各社・機関、応募いただいた皆さまに感謝申し上げます。

体育関係事業では、7月12日に村民スポーツ大会ソフトボール大会を、8月9日にパークゴルフ大会を終えております。

以上、主要事項について申し上げ報告に代えさせていただきます

○議長（高橋和雄君） これで行政執行状況の報告は終わりました。

## ◎日程第7 意見書案第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

○議長（高橋和雄君） 日程第7、意見書案第6号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について議題にいたします。

お諮りをいたします。

この意見書案については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号については、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

意見書案第6号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

意見書案第6号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第6号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

この意見書案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 請願第1号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の採択を求める請願

◎日程第9 請願第2号 道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の採択を求める請願

○議長(高橋和雄君) この際、日程第8、請願第1号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の採択を求める請願、日程第9、請願第2号、道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の採択を求める請願の2件を一括して議題にいたします。

ただいま議題となっています請願については、会議規則第92条第1項の規定により、所管の産業文教常任委員会に付託をいたします。

なお、この請願の委員会審査は、この会期中に終了し、報告をお願いいたします。

◎日程第10 報告第5号 札内川園地における物損事故に係る損害賠償の額の決定についての専決処分の報告

○議長(高橋和雄君) 日程第10、報告第5号、札内川園地における物損事故に係る損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の委任による専決処分の報告を求めます。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いをいたします。

(田村光義村長登壇)

○村長(田村光義君) 札内川園地における物損事故に係る損害賠償の額の決定についての専決処分についてご説明申し上げます。

札内川園地キャンプ場のフリーテントサイト炊事場付近で、平成27年7月14日に発生した突風により、高さ約10メートルの位置から、長さ約2メートルの立木の枝が折れ、キャンプ客の所有する自動車に落下し、車両天井部分及びフロントガラスが破損する事故が発生し、損害を与えたもので、お詫び申し上げる次第であります。

損害賠償に当たりましては、加入している賠償責任保険により損害額の全額を賠償しようとするものであり、地方自治法第180条第1項の規定による、議会の委任による専決

処分事項の指定に基づく専決処分であることから、内容をご理解くださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

**○議長（高橋和雄君）** 説明が終わりました。

この札内川園地における物損事故に係る損害賠償の額の決定についての専決処分の報告については、報告済みといたします。

## **◎日程第 1 1 報告第 6 号 平成 2 6 年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について**

**○議長（高橋和雄君）** 日程第 1 1、報告第 6 号、平成 2 6 年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いをいたします。

（田村光義村長登壇）

**○村長（田村光義君）** 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

平成 2 6 年度の中札内村健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、別冊の監査委員の審査意見を付してご報告申し上げます。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

**○議長（高橋和雄君）** 補足説明を阿部総務課長、お願いたします。

**○総務課長（阿部雅行君）** 補足説明を申し上げます。

黒ナンバー 5 番、議案書 4 ページをお開きください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律は、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものとして四つの指標を定め、監査委員の審査に付した上で、議会報告し、公共しなければならないとされています。

まず、1 番目の健全化判断比率でございますが、①の実質赤字比率は、一般会計を対象とした指標。

②の連結実質赤字比率は、全会計を対象とした指標で、本村では、実質収支が黒字でありますので表示されておられません。

また、④の将来負担比率は、収支法人などを含め、将来負担すべき実質的な負担に対して標準財政規模を基本とした額との比率で、①、②と同様に黒字であることから表示されません。

③の実質公債費比率は、借入金の返済額及び、これに準じる額の大きさを指標化し、資金ぐりの程度を示す指標で、これは前年度と同じく 5. 1 となっております。

この比率について、早期健全化基準は 2 5. 0 ですので、指標から見た本村の財政状況は良好と言えます。

次に、2 点目の資金不足比率ですが、これは公営企業会計ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率で、簡易水道、公共下水道会計ともに資金に不足を生じておりませんので、表示されておられません。

表の右側の早期健全化基準、経営健全化基準の数値は、自主的に財政の健全化を図るべき基準の数値でございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 説明が終わりました。

この平成26年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、報告済みといたします。

◎日程第12 承認第2号 平成27年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について

○議長（高橋和雄君） 日程第12、承認第2号、平成27年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いをいたします。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

ときわ野第3次分譲地の1区画において、土地売買契約解除により、土地買戻しのための補正予算が必要となりましたが、議会の議決を得る時間的余裕がなかったことから、財産管理費に282万2,000円を追加する一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を阿部総務課長、お願いいたします。

○総務課長（阿部雅行君） 補足説明を申し上げます。

黒ナンバー7番、一般会計補正予算、平成27年専決第2号により説明させていただきます。

1ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ282万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を38億1,210万4,000円に調整したものであり、平成27年7月21日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

7ページをお開きください。

歳出の2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費、17節公有財産購入費の追加ですが、昨年1月に分譲したヴィレッジときわ野第3次分譲地について、7月2日に契約解除の申請を受けたことにより買い戻しを行うため、282万2,000円を追加したものでございます。

歳入につきましては、26年度の決算認定はまだ終わっておりませんが、見込むことが可能ですので、同額を追加し、調整するものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明を終わります。

承認第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

承認第2号、平成27年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを採決

いたします。

この承認のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は可決されました。

### ◎日程第13 議案第47号 中札内村固定資産評価審査委員会委員につき同意を求めることについて

○議長(高橋和雄君) 日程第13、議案第47号、中札内村固定資産評価審査委員会委員につき同意を求めることについてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いをいたします。

(田村光義村長登壇)

○村長(田村光義君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

中札内村固定資産評価審査委員会委員のうち、松村則行氏が9月30日をもって任期満了となりますので、再度選任致したく、地方税法第423条の規定に基づき、議会の同意を得たくご提案いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(高橋和雄君) これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第47号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この事件は人事案件ですので、討論を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、討論は省略することに決定をいたしました。

議案第47号、中札内村固定資産評価審査委員会委員につき同意を求めることについてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、同意することに決定をいたしました。

### ◎日程第14 議案第48号 中札内村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長(高橋和雄君) 日程第14、議案第48号、中札内村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。



田村村長、お願いをいたします。

(田村光義村長登壇)

○**村長（田村光義君）** 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

中札内村教育委員会委員のうち、杉江茂氏が9月30日をもって任期満了となります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項で、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないとされており、この際6区在住の濱本晴美氏を、新たに教育委員会委員に任命しようとするものであります。

濱本氏は、昭和51年中札内村生まれの38歳で、株式会社あんていの取締役を務められています。現在、高校、中学校、小学校、保育園に通う4児の母として子育て中であり、これまで、育児サークルぽっかぽかの代表を歴任され、また、学校や教育事業、子ども会など教育に関わる事業に積極的に参加されるなど、ご活躍されております。

人格、識見ともに優れており、教育委員として最適任と存じます。

なお、本委員の任期は、平成27年10月1日から平成31年9月30日までであります。

ここに、議会の同意を得たくご提案申し上げますので、よろしく願いいたします。

○**議長（高橋和雄君）** これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第48号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**議長（高橋和雄君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この事件は人事案件ですので、討論を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、討論は省略することに決定をいたしました。

議案第48号、中札内村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、同意することに決定をいたしました。

◎**日程第15 議案第49号 中札内村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について**

◎**日程第16 議案第50号 中札内村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について**

○**議長（高橋和雄君）** この際、日程第15、議案第49号、中札内村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、日程第16、議案第50号、中札内村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いをいたします。

(田村光義村長登壇)

**○村長（田村光義君）** ただいま、一括上程議題に供された提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法の施行に伴い、本村においても個人番号を含む、特定個人情報を保有することとなることから、特定個人情報の取扱いについて個人情報保護条例の一部改正を行い、また、同法の施行に伴い、個人番号の通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料についての規定を追加し、住民基本台帳カードの交付に係る手数料の規定を削るため、中札内村手数料徴収条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定下さいませようお願い申し上げます、説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 補足説明、阿部総務課長、お願いいたします。

**○総務課長（阿部雅行君）** 補足説明を申し上げます。

黒ナンバー12番、議案関係資料1ページをご覧ください。

条例新旧対照表で説明いたします。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称番号法、マイナンバー制度の導入に際して、村が保有する特定個人情報の適正な取扱いについて、条例で定めるために、個人情報保護条例の一部を改正するものです。

番号法については、社会保障、税及び災害対策の分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い公平公正な社会を実現するための社会基盤として番号制度を導入することとし、平成25年5月31日に番号法を公布しました。

番号法の施行は来月10月5日、この日以降の個人番号の通知が行われ、個人番号の利用が平成28年1月1日以降とされています。

それでは、1ページ、第30条の費用負担、個人情報のまず字句の削除は、これは番号法による特定個人情報を含めた取扱いとなるように削除し、開示請求と字句を改めるものです。

次に、第3章の2として、今回の番号法で新たに定義された特定個人情報に関する規定をここに挿入いたします。

以下、追加の条項になります。

第31条の2、定義については、用語の定義を規定しております。

次のページ、第2号、特定個人情報とは、先ほど説明しましたが、番号法に新たに定義された言葉で、個人番号を含む個人情報についてを言い、情報提供等記録とは、どの期間の間でどの特定個人情報の項目がやりとりされたかなどを記録したものを言います。

次に、第31条の3、利用の制限については、特定個人情報の目的外利用について、生命・身体または財産の保護のために必要がある場合で、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるときにできるとしている規定です。

第2項、情報提供等記録は、目的外利用は求められない規定です。

第31条の4、提供の制限。特定個人情報は、番号法に規定する場合を除き提供できない規定です。

第31条の5、任意代理人による開示請求。これは本人の委任により代理人が自己の個人情報の開示請求ができる規定です。

第31条の6、任意代理人による訂正請求。これは同様に代理人による自己の個人情報の訂正請求できる規定です。

第31条の7、訂正決定に基づく訂正の実施をした場合における通知先についてですが、これは情報提供等記録を訂正した場合は、総務大臣及び番号法で規定する情報紹介者または情報提供者に通知することとしている規定です。

次に、第31条の8、是正の申し出の自由等についてですが、番号法に違反する行為について是正を申し出る規定でございます。

次に4ページ、第31条の9、適用除外については、ここでは特定個人情報について、他の法令等による開示を行わないとした規定です。

附則ですが、申しわけありません。議案10ページをご覧ください。

附則、施行日ですけれども、施行日は、番号法施行の日からとしております。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 山崎住民課長、お願いします。

**○住民課長（山崎恵司君）** それでは続けて、手数料徴収条例の一部改正について、補足して説明をさせていただきます。

黒ナンバー12番の議案関係資料5ページをお開きください。

今回の改正につきましては、通称番号法の公布、さらにこれに基づきまして、住民基本台帳法の一部も改正されたことに伴い、平成27年10月から個人番号通知カードの交付が始まります。

また、平成28年1月より、現在公布している住民基本台帳カードに代わり、新たに個人番号カードの交付が始まります。

いずれにカードも、初回交付につきましては、国庫補助対象となるため費用負担はありませんが、紛失等により再交付をする場合については、国庫補助対象とならないことが国から示されており、再交付の手数料について規定する必要があるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

本改正条例は、第1条改正と第2条改正に分けており、資料5ページの第1条改正につきましては、別表の住民基本台帳カードの交付に再交付を含むとの文言を加え、さらに、個人番号通知カード再交付手数料を500円と定める規定を追加するもので、これにつきましては、10月5日より施行するとしております。

次に6ページ、第2条改正です。

第2条改正では、先ほどの第1条改正による改正後の別表から、住民基本台帳カードの交付に関する規定を削除し、新たに個人番号カードの再発行手数料を800円とする規定を追加するもので、これにつきましては、28年1月1日より施行としております。

この1条改正と2条改正に分けております理由は、先ほど述べましたとおり、それぞれ施行日が違うということで分けて改正をしております。

なお、手数料の金額につきましては、カード等の原価を考慮して、国から示されている再交付手数料相当額と同額としております。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 提案理由の説明が終わりました。

質疑に移るわけですが、1時間を過ぎましたので休憩を取りたいと思います。

20分まで休憩をしたいと思います。

よろしくお願いをいたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

**○議長（高橋和雄君）** 皆さんお揃いの方ですので、休憩前の引き続き会議を開きたいと思えます。

中札内村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてと、中札内村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての2件に対する質疑を行いたと思えます。

質疑はございせんか。

5番男澤議員。

**○5番（男澤秋子君）** 今回、この条例は赤ちゃんから高齢者まで1人ひとりに12桁の番号が割り振られて、それが将来的にこの番号でいろいろな事業にこの番号が使われるということで私は理解しておりますけれども。

これから私が質問することは、この条例制定に対して正しい質問かどうかちょっと疑問に思ふ点なのではせんけれども、質問したい事項が何点かあります。

この条例に対してというか、このマイナンバーが皆さんの手元に届くということとか、この利用法については、広報紙や情報誌で村民に知らされているということは私も承知してはせんけれども、実際に本当に住民がマイナンバーのことに対して詳しく知っているかな。

今後、このマイナンバーをどのように利用したらいいのかなという不安に思っている点では私は多々あるのではないと思えますし、また、このマイナンバーは、各企業がこれから源泉徴収などにも必ず使うというようなこともあるので、私は、まず一つは、住民にどういった制度でどういったことに使われるのか、そういうようなことの説明が必要でないか、企業もそうです。そういうことの説明が必要ではないかなというように感じているので、そういうようなことを今後するのかどうかということがまず1点です。

それで、このマイナンバー利用方法については、行政のほうでは、今後、国から示される年金番号が入るとか、預金の口座での預金状況がそれでマイナンバーに登録されるとか、つい最近のテレビによると、消費税の還付にあたって、そのマイナンバーカードを使った記録によって還付されるようなことがちらっと出ておりますけれども。それは、今後に対する課題であって、政府がどのように決めるかわかりせんけれども、そういうことが続々出てくると、なおこのマイナンバーに対する不安が増幅するよう感じますので、そういうことでは説明が必要ではないかなというように思われるところでは。

それで説明する必要があるというように感じます。

それとあと、もう一点、このマイナンバーの利用について、行政としてはそのマイナンバーを使うことによって事務が簡素化されたり、早くいろいろな作業ができるということがわかりますけれども、住民にとってそのマイナンバーのメリットとして、私の認識としては、それが今までの証明書代わり。例えば、住民票を取るときに、今までは免許証とか保険証などを提出して本人確認がしなければいけなかったのですが、そのマイナンバーカードがあれば、カードをつくらないとだめなのでしょうけれども。カードがあれば、それがその代理をなすということまでは理解してはせんけれども、そのほかにマイナンバーを利用することによって住民がどういう利点があるのかなということが、ちょっと分かれば教えていただきたいなということ。

あと、今回の年金機構の漏えい問題がありまして、その漏えいに対して、このマイナンバーもそういうことが危惧されるというように私も感じていて、本村でのマイナンバーに対する漏えい対策ですとか、取扱い体制をどのようになされる予定なのか。

その点についてお伺いいたします。

**○議長（高橋和雄君）** 直接、保護条例の対象ではありませんが、マイナンバー本体に対する質問だと思いますが、もしお答えできればお答えをお願いしたいと思います。

阿部総務課長。

**○総務課長（阿部雅行君）** 今、3点ご質問がありました。

私のほうから説明いたしたいと思います。

まず1点目ですけれども、住民に対しての説明をどのように行っていくかということなのですけれども。住民の制度の認知度というのは、先日マスコミ等の取材等で出ていますけれども、ようやく47%程度しかまだ行っていません。

当然中札内村もこのような数値かなと思っておりますけれども。村はこれまで広報紙を活用して2回お知らせしたのと、今後もこのマイナンバーについては、10月から皆さんの方に通知カードというのが届きますので、広報では積極的にお知らせする考えでおります。

併せて、村おこし懇談会ですか。村のほうから説明会、これを何回か開いて説明していきたいと考えております。

その中で、実際通知カードが来た場合にどのように対応すればいいか。そして、今後どういうふうを利用していくか。そこら辺を説明していきたいと思います。

2点目の個人番号カードの利点ですけれども、議員おっしゃった通り、個人番号カードを持っていた場合、例えば、各種手続き等において、これまでは身分証明書と併せて、顔写真があるもの。そういうもの二つ必要でしたけれども、個人番号カードを所持していた場合は、これだけでよくなってきます。

そのほかの利便性といましては、年金福祉などの申請時に、自分が用意しなければいけないような書類が減るという利点がございます。こういうことによりまして、本人の負担も減りますし、行政側の手続きも簡素化されてきます。

3点目の年金漏えい問題に対するセキュリティの関係ですね。

セキュリティの関係なのですけれども、これにつきましては、この番号制度施行である10月5日までに、このような外部と通信できない状態にするようにという国のほうから強い要請が来てございます。

中札内村もこのセキュリティ関係につきましては、当然取り行わなければなりませんので、今現在、村のシステムは個人情報を管理する基幹系システムと、インターネットにつながる情報系システム、これが同じパソコンで扱っています。

ですから、このように扱っていますから、日本年金機構も外部から侵入されて個人情報が漏れたということになりますので、これを基幹系システムと情報系システムを分離するような形を取ろうと考えております。

10月5日施行なのですけれども、いきなり村のほうすべてのパソコン、これを行うというのは物理的、時間的にちょっと無理がありますので、当面は住基中心にそのようにしていきたいと考えています。

**○議長（高橋和雄君）** 5番男澤議員。

**○5番（男澤秋子君）** マイナンバーカードについては、説明会をして住民が納得して、これから10月から発行されるマイナンバーは、マイナンバーだけですね。ナンバーが

自分で12桁の、あなたはこのナンバーですよというだけですよね、送られてくるのは。

そして、それを利用してカードをつくらなければいけないのですよね。

そのカードが初めて、例えば、下の窓口で住民票を取るときに、そのカードがなければマイナンバーだけの証明や通知だけではその行為はできませんよね、多分。そのように理解していますけど。

**○議長（高橋和雄君）** 阿部総務課長。

**○総務課長（阿部雅行君）** 今議員おっしゃった通り、最初私たちに届くのは通知カードと言いまして、あなたの番号はこれですよという通知が届きます。

そして、それを返信用で顔写真を入れて送りますと、それがカードになって市町村に届きます。そして、皆様のほうに渡すような形になります。

通知カードだけでは、個人番号カードでは証明書になりませんので、それともう一つ何か自分の身分がわかる証明書が必要となってきます。

カードがなければ、それ一つの証明にはならないということです。

**○議長（高橋和雄君）** 5番男澤議員。

**○5番（男澤秋子君）** そのようにして私もようやくとこそのことがわかったので、そういうことというのはまだまだ住民に対しては、そういう理解が不十分ではないかなということや、こういうような説明をする必要があるということや、説明会はどのように計画されているかということやを質問したわけなのですからけれども。

広報誌で今後きちっとやっていくということなのですけど、やはり直接、懇談会などで話すことが大切かなと思いますし、特に企業などは、企業がしっかりとそのセキュリティですとか取扱いに対して十分に理解してもらった上で、このマイナンバー制度を利用していくということが大切でないかなというように思っておりますので、そういった企業に対してもしっかりと説明をする必要があるというように思います。

そのときにやはり、マイナンバーカードをつくったときのメリットなども説明すればいいのではないかなというように思っておりますし、セキュリティ関係についても、今回国のほうで年金機構の漏えい問題があったので、厳重にやはり今回のマイナンバーカードを国としてもやっていくということで、そういうようなセキュリティ関係に対しても、これからは厳しく指導があるというように思っておりますので、そういったことに対して十分配慮しながら、中札内村もやっていっていただければというように思っております。

その次にちょっとお聞きしたいのですけれども、先ほどの手数料の関係で。今度は、住基カードが廃止になって、それに代わって今度マイナンバーになるのかなというように思っております、今までこの住基カードの発行者は何人ぐらいいたのかなというように思っております、マイナンバーに対しても、そういう人たちはこのマイナンバーカードをつくるという意欲があるのではないかなと思いますけれども、そこら辺がマイナンバーカードと住基カードというのは必ずしも一致しない部分があるのですけれども、住基カードがどれぐらいの率で発行されていたのか。

それとあと、今後マイナンバーカードはどれぐらい皆さんが発行する予定があるのかなということが想像できていればお答えください。

**○議長（高橋和雄君）** 山崎住民課長。

**○住民課長（山崎恵司君）** 今現在交付させていただいている住民基本台帳カードについては、直近のですから、8月末時点62枚が交付されております。

発行から10年間は有効期間となっておりますので、個人番号カードが発行される前に

その期限を迎える方も何件かはいらっしゃるという状況であります。

あくまでも住民基本台帳カードにつきましては、個人番号カードが発行された時点で住民基本台帳カードと交換という形になりますので、2枚を同時に持つというケースはないと。

個人番号カードの発行を希望しないで通知カードのみ持つておられる方というのは、住民基本台帳カードの10年間という有効期限はそのまま有効という扱いになります。

**○議長（高橋和雄君）** 阿部総務課長。

**○総務課長（阿部雅行君）** カードの所持の見込みなのですが、それについては、はっきりはわかりませんが、今のところ国民のアンケートを取りますと、約4分の1、25%の方が所持する見込みという形で発表がありました。

私どももおよそそのぐらいか、これから周知して皆さんがわかってくれば、これが増えてくるのかなと感じております。

今言えるのはそのぐらいのことです。

**○議長（高橋和雄君）** 答弁が終わりました。

そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** これで質疑を終わります。

議案第49号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第49号、中札内村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

議案第50号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第50号、中札内村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第17 議案第51号 中札内村立へき地保育所条例の全部を改正する条例の制定について

**○議長（高橋和雄君）** 日程第17、議案第51号、中札内村立へき地保育所条例の全部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いします。

（田村光義村長登壇）

**○村長（田村光義君）** 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、へき地保育事業に対する国の補助基準が廃止されることとなり、特例措置として設けられた特例地域型保育給付の対象事業とするためには、へき地保育所においても所得に応じた保育料の設定と、保育の必要性の認定を行う必要があることから、現行条例の全部を改正しようとするものであります。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 補足説明、高島福祉務課長、お願いいたします。

**○福祉課長（高島啓至君）** それでは、補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー5番、定例会議案の15ページをお開きいただきたいと思います。

国の子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度より実施されました、子ども・子育て支援新制度に伴い、中札内村保育の必要性の認定に関する条例を本年3月の定例会で制定しております。

国の子ども・子育て新制度では、へき地保育事業に係る補助基準並びに、補助金の予算措置が廃止されており、この廃止に伴う特例的な措置として特例地域型保育給付とした国の財政支援が年限未設定により新設されており、この給付対象とするためには、認可保育所であるきらきら保育園と同様に、所得階層に応じた保育料の設定と保育の必要性の認定を行う必要があります。

現行の中札内村立へき地保育所条例においては、双方の基準が謳われておらず、国からの給付を受けることができないため、現行条例の全部を今回改正するものです。

それでは、中札内村立へき地保育所条例の改正内容について説明させていただきます。

今回、全文の改正となりますが、第1条設置から第3条開設の期間までは、条項・条文ともに現行条例と同様としております。

また、第6条保育料の減免から第11条規則への委任までは、条項のみの変更であるため説明のほうを省略させていただきます。

主な改正点につきましては、根拠法である国の子ども・子育て支援法並びに、中札内村保育の必要性の認定に関する条例による規定を第4条と第5条に加えるほか、新たに保育料基準額表を設け、所得による階層区分を設定しております。

まず、第4条の延長保育につきましては、子ども・子育て支援法の規定に基づく保育短時間の認定を受けた児童が、時間を超えて保育を必要とする際は、保育標準時間の範囲で保育の利用を可能とする旨を謳っております。

ここで言う保育短時間とは、現行の普通保育の時間帯である8時から16時までの8時間を指しております。

また、保育標準時間とは、11時間までの保育を意味するものでございますが、上札内保育園における暫時保育は、普通保育後の16時から17時までの1時間としております



ので、暫時保育を含めた9時間を保育標準時間とするものであります。

次に、第5条保育料の納付につきましては、条文の冒頭で中札内村保育の必要性の認定に関する条例、第4条に規定する認定とありますが、ここでは、3歳以上児と3歳未満児の区分を行うとともに、保護者のいずれもが就労、妊娠、出産、疾病、家族の介護、看護、求職活動中などの事由により、保育の必要性の基準を満たしている場合に認定を受けることを指しております。

なお、条文中の別表1の定めるところよりの規定は、現行の中札内村立へき地保育所条例では、3歳未満児は1万6,000円、3歳以上児は1万3,000円として、対象年齢による一律の月額保育料負担することとしており、所得階層による定義がないため、新たに別表1の保育料基準額表を設け、世帯の状況と村民税の額に応じた保育料の設定を行うものであります。

また、第5条第2項においては、第4条の延長保育に関する保育料は別表2による額で納付する旨を謳っております。

次に、17ページをお開きください。

別表1の保育料基準額表ですが、今年度に入り、国から示された高低価格、保育料の負担上限額を受けまして、定義の欄に記載する世帯区分と算定根拠とされている村民税の額で階層を設定しておりますが、現行の保育料を第4階層に置き、第5階層を上限として打ち切る形を取っており、急な負担増を招かない措置をこの表では行っております。

保育標準時間徴収金額の欄は、8時から17時まで9時間の保育利用が可能な保育料月額を示し、保育短時間徴収金額の欄は8時から16時まで、8時間以内の利用に係る保育料月額をそれぞれ3歳未満児、3歳以上児を区分して設定しております。

なお、階層別の金額につきましては、開園時間など保育サービスにおいて若干の格差があることを考慮するほか、公立保育園として均衡を図る必要があるため、きらきら保育園の保育料に対して一律80%相当の金額で設定しております。

説明の最後となりますが、16ページ下段の附則で、この条例の施行期日を謳っておりますが、保育料の算定に用いる住民税の対象年度が9月から今年度の住民税に切り替わることから、平成27年9月1日からの適用としております。

ただし、附則で、この条例の経過措置を謳っており、平成28年8月31日までの1年間については、改正後の保育料が改正前の保育料を超える場合のみ、改正前の保育料を負担いただく経過措置を設けております。

以上で説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 提案理由の説明が終わりました。

議案第51号に対する質疑を行います。

3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** それでは1点お聞きをしたいというふうに思います。

なぜ全文改正するのかについては、それぞれ今説明がありましたので、何となく理解できるのかなというふうに思いますが。

ただ、一つは保育料の関係ですね。いわゆる全文改正によって、保護者の負担増減ということによってどんな状況になるのかという、保護者も一番気にしている点だというふうに思いますので、私のほうから聞くわけですが。

へき地保育所手数料ということで、26年度決算では110万7,000円、あるいは、平成27年度の当初予算では、67万8,000円ということで調べてみるとなっております。

ます。

それで、現在の保護者の所得が全く同じだということにすれば、この改正によってどのような保護者の負担の状況になるのかということを知りたいのかなということとで聞くわけですが。

よりまして、現在の1保護者あたり、あるいはまた全体の額では、所得が同じだとすればどのような状況になるのか。その1点を教えていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） この全文改正による影響額ということで、4月から8月まで、これまで5カ月間の、これはちょっと個々には出していませんが、全体の保育料としては月額9万3,000円程度、1カ月あたりです。

この改正において、9月以降来年3月までいただく7カ月、1カ月あたりの金額につきましては3万6,000円程度と減額になります。

年間の保育料の影響額といいますか、減収については38万円程度が減るということで、27年度は見込んでおります。

それと、この改正により影響のある個人の保護者の方につきましては、27年度中は影響はないのですが、1年経った後からお二方ぐらい若干保育料が上がります。

金額につきましては、月額で2,000円程度というふうに見込んでおります。これも、今年の所得ですので、来年になればちょっと変わるかもしれません。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 同額の所得であればということで、今教えていただいたのですが、細かくは別にして、減額されるというこういう理解の仕方でいいということですね。

わかりました。

○議長（高橋和雄君） そのほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑がないようですので、質疑を終わらせていただきます。

議案第51号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第51号、中札内村立へき地保育所条例の全部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第52号 中札内村消防団の設置、名称及び区域に関する条例の制定について

◎日程第19 議案第53号 中札内村消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の制定について

◎日程第20 議案第54号 中札内村非常勤消防団員報償金条例に制定について

**○議長（高橋和雄君）** この際、日程第18、議案第52号、中札内村消防団員の設置、名称及び区域に関する条例の制定について、日程第19、議案第53号、中札内村消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の制定について、日程第20、議案第54号、中札内村非常勤消防団員報償金条例に制定についての3件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いします。

（田村光義村長登壇）

**○村長（田村光義君）** ただいま、一括上程議題に供された提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、平成28年4月1日からの消防広域化に伴い、これまで南十勝消防事務組合で担っていた消防団事務が各町村に移管するため、中札内村消防団の設置等に関する条例を制定するものであります。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定下さいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 補足説明、阿部総務課長、お願いします。

**○総務課長（阿部雅行君）** それでは、補足説明申し上げます。

平成28年4月からスタートとなる消防広域化ですが、市町村消防団については、現行の組織体制や制度を受け継ぎ、市町村ごとに条例・規則等を整備することとしています。

今9月議会に提案するのは、損害保障など消防団業務を共同処理している北海道市町村総合事務組合への加入手続きを進めるため提案するものであります。

3件の条例は、これまでの南十勝消防事務組合例規集に規定しているもので、それぞれの条例と基本的に同様です。

議案20ページ、ご覧ください。

中札内村消防団の設置、名称及び区域に関する条例。

こちらにつきましては、これまでの内容と変更なく消防組織法に基づき消防団を設置し、管轄区域は村内全域といたします。

次に、22ページ、中札内村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例です。

基本的には、これまでの内容に変更はありませんが、23ページ、服務規律第11条、これにつきましては、村にあった規定に、具体的には村長等に届け出するようというふうに改めております。

同様に変更した点として、第14条第3項、一番下段になりますけども、報酬の月割り計算の端数は10円単位から村の規定に合わせて1円単位に改正しております。

また、24ページ、第15条費用弁償については、これまで南十勝消防事務組合で定めていた規定から村の旅費規程に合わせることにしています。

次に、27ページ、中札内村非常勤消防団員報償金条例につきましては、これまでは、南十勝消防事務組合消防報償金条例として、消防職員と消防団員について規定していましたが、来年度からは消防職員は十勝広域消防事務組合による規定に、そして、消防団員は市町村ごと規定を定めることとなることから、ここに整備するものです。

内容につきましては、これまでの内容と同様でございます。

3件の施行期日は、平成28年4月1日からとして、それぞれ経過措置等を設けております。

また、規則に委任している条例は、市町村で新たに規則を制定しなければなりませんので、黒ナンバー12番、議案関係資料7ページの中札内村消防団員の総会の手続き及び効果に関する規則、8ページの中札内村非常勤消防団員報償金条例施行規則、この2件を併せて制定いたします。

この二つの規則につきましても、これまで南十勝消防事務組合で定めておりました規則と内容は同様のものであります。

説明いたしましたように、消防団の位置付けは村になりますが、通常時の事務は、消防職員を村職員に併任して、これまで同様の事務を行います。

災害時につきましては、出動計画に基づき消防局長が出動命令を行い、災害現場では、直轄する消防署長の所管のもとに行動するものとしております。

今回提案する条例、規則につきましては、8月20日に消防団幹部会議において説明をしております。

意見等は特になく、了承を得ている状況であります。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 提案理由の説明が終わりました。

これから3件を一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** それではないので、質疑を終わらせていただきたいと思います。

議案第52号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第52号、中札内村消防団員の設置、名称及び区域に関する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

議案第53号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第53号、中札内村消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。  
議案第54号に対する討論を行います。  
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第54号、中札内村非常勤消防団員報償金条例に制定についてを採決いたします。  
この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

サイレンが鳴り12時が過ぎましたので、1時まで休憩をしたいと思います。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時00分

○議長(高橋和雄君) それでは1時になりました。

休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

◎日程第21 議案第55号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

◎日程第22 議案第56号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

◎日程第23 議案第57号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

○議長(高橋和雄君) この際、日程第21、議案第55号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について、日程第22、議案第56号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、日程第23、議案第57号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての3件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いします。

(田村光義村長登壇)

○村長(田村光義君) ただいま、一括上程議題に供されました、提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、消防広域化による南十勝消防事務組合の脱退やとかち広域消防事務組合の加入等に伴う各組合規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により協議を行うため、提出するものであります。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長(高橋和雄君) 補足説明、阿部総務課長、お願いします。

○総務課長(阿部雅行君) それでは補足説明を申し上げます。

議案30ページ、北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約ですが、この事

務組合は、市町村、一部事務組合などの消防団員及び非常勤職員などの公務上の災害に対する損害補償に関する事務などを共同処理することを目的とした事務組合で、本組合への脱退及び加入に伴い、別表の構成団体を変更する北海道市町村総合事務組合同約を変更することにつきまして、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

続きまして、議案書32ページをお開きください。

北海道市町村職員退職手当組合同約の一部を変更する規約については、先ほどと同様の脱退及び加入に伴い、別表を変更することと規約を縦書きから横書きに改めることについて、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次に、議案の34ページをお開きください。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同約の一部を変更する規約ですが、組合への脱退及び加入に伴い、別表を変更することと文言整備により地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから3件を一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑がないようですので、質疑を終わらせていただきます。

議案第55号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第55号、北海道市町村総合事務組合同約の変更についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

議案第56号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第56号、北海道市町村職員退職手当組合同約の変更についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

議案第57号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第57号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第58号 平成27年度中札内村一般会計補正予算について

◎日程第25 議案第59号 平成27年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について

◎日程第26 議案第60号 平成27年度中札内村介護保険特別会計補正予算について

◎日程第27 議案第61号 平成27年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長(高橋和雄君) この際、日程第24、議案第58号から日程第27、議案第61号までの平成27年度中札内村各会計補正予算についての4件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いをいたします。

(田村光義村長登壇)

○村長(田村光義君) ただいま、一括上程議題に供されました各会計補正予算の提案の趣旨について、ご説明申し上げます。

はじめに、一般会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額にそれぞれ7,577万9,000円を追加し、総額を38億8,788万3,000円に調整したものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額にそれぞれ1,285万3,000円を追加し、総額を6億4,335万3,000円に調整したものであります。

次に、介護保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額にそれぞれ448万円を追加し、総額を2億5,075万6,000円に調整したものであります。

次に、簡易水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額にそれぞれ5万2,000円を追加し、総額を1億2,724万7,000円に調整したものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(高橋和雄君) それでは、それぞれ補足説明をお願いいたします。

阿部総務課長、お願いします。

○総務課長(阿部雅行君) 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー8番、一般会計補正予算書により歳出の主なものから説明させていただきます

すが、歳出に關係のある特定財源について、併せて説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

14ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費、説明欄下段、公有財産購入費3,755万2,000円の追加は、上札内消防会館建設用地、ときわ野第4次分譲用地及び上札内公営住宅用地などの購入費を計上しております。

消防会館と公営住宅用地は、これまでの近傍所得価格と同様の額を基本に、ときわ野分譲地は、第3次分譲地取得価格と同様な額を予定しております。

次に、16ページをお開きください。

2款総務費、2項企画費、3目まちづくり推進費、説明欄、負担金補助及び交付金、まつり振興事業補助金65万2,000円の追加は、第1回村民盆踊りに要した費用について助成するもので、次の小規模起業支援補助金その2、300万円の追加は、スイーツ分野に新たに起業する会社に対して支援を行うため追加をするものです。

次に、4項、戸籍住民費、説明欄、負担金補助及び交付金、個人番号カード等交付事務負担金141万9,000円の追加は、マイナンバー制度による通知カード及び個人番号カードを発行した際に、発行委託先に作成費等を支払う必要があることから追加をするもので、特定財源として国庫補助金、同額の141万9,000円を追加しております。

次に、19ページをお開きください。

6款農林業費、2項農業費、2目農業振興事業費、説明欄、負担金補助及び交付金、経営体育成支援事業補助金227万3,000円の追加は、農業用機械の購入に係る事業費の3割を上限とする補助事業で、2経営体の申請が採択されたことにより追加をするもので、間接補助事業として特定財源として北海道補助金を同額追加しております。

次に、3項畜産費、3目牧場費、説明欄、公有財産購入費、土地購入費2,591万6,000円の追加は、これまで草地として賃貸借していた農地、約21.9ヘクタールを購入しようとするため追加をするものであります。

次に、20ページ、9款消防費、1項消防費、1目消防組合費、説明欄、負担金補助及び交付金、十勝広域消防事務組合負担金107万5,000円の追加は、事務組合財務会計ネットワークシステム整備などに係る共通負担分を追加するものです。

次に、21ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、説明欄、永井明奨学資金貸付金462万円の減額は、当初見込みより新規借入者が少なかったことから減額するもので、特定財源として永井明奨学基金繰入金を同額減額しております。

次に、3目学校教育振興費、説明欄、特別支援補助員賃金186万5,000円の追加は、上札内小学校に新たに特別支援補助員を配置するものと、4月採用補助員の通勤手当などを追加するものです。

次の4目国際交流推進事業費、説明欄、負担金補助及び交付金、中札内村青少年国際交流派遣研修事業補助金248万4,000円の追加は、今年度の受け入れをもってエルマ市との交流が終了したことに伴う次の候補地、オーストラリア、モルヤ市への中学生派遣経費がエルマ市の派遣に比べ高額となることと、事前訪問を行った経費について追加をするものです。

次に、戻っていただきまして、9ページをお開きください。

歳入についてご説明申し上げます。



9 款地方交付税の普通交付税 1 0 7 万 1, 0 0 0 円の追加ですが、交付額の確定により、今回の補正の財源として必要な額を追加するものです。

次に、1 1 ページをお開きください。

1 5 款財産収入、宅地分譲地売払 2, 1 6 8 万円の追加は、当初予算ときわ野 1 区画に対して、これまで、めぐみニュータウン 1 区画、あけぼの 1 区画、ノースヴィレッジ興農 4 区画、そしてときわ野 1 区画の売買があったことから追加を行うものです。

次に、1 8 款繰越金 3, 9 3 0 万 1, 0 0 0 円の追加ですが、決算剰余金見込額から地方財政法に基づく基金繰入額を除いた額を追加するものです。

最後に、戻っていただきまして、6 ページをお開きください。

第 2 表地方債の補正ですが、臨時財政対策債発行可能額の確定により、限度額 1 億 3, 8 0 0 万円を 1 億 5, 0 8 8 万 2, 0 0 0 円に変更するものであります。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わらせていただきます。

**○議長（高橋和雄君）** 次に、山崎住民課長、お願いします。

**○住民課長（山崎恵司君）** それでは、補足して説明をさせていただきます。

黒ナンバー 9 番、国民健康保険特別会計補正予算書の 7 ページをお開きください。

歳出の 1 1 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金及び 2 目退職被保険者等保険税還付金の説明欄、過誤納還付金、それぞれ 2 0 万円、5 万円を追加しております。

これはさかのぼって国保資格の移動があったこと、申請による減額構成のため、国保税の還付を行ったところ、今後の予算に不足を生じる可能性があることから追加しようとするものであります。

次にその下段、3 目償還金の説明欄、精算返還金 1, 2 6 0 万 3, 0 0 0 円の追加ですが、これは平成 2 6 年度の療養給付費等負担金及び退職者医療交付金の額が確定し、精算による還付が発生しましたので追加しようとするものであります。

次に、上のページ、6 ページ中段の 9 款繰越金ですが、2 6 年度の決算認定はまだ終えておりませんが、見込むことは可能ですので、歳出に見合う額として 1, 2 8 5 万 3, 0 0 0 円を追加し、調整するものであります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

**○議長（高橋和雄君）** 次に、高島福祉課長、お願いします。

**○福祉課長（高島啓司君）** それでは、介護保険特別会計補正予算の補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー 1 0 番、介護保険特別会計補正予算書をご用意いただきたいと思えます。

まず歳出のほうから説明いたします。

補正予算書の 8 ページをお開きください。

上段 7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金の償還金利子及び割引料の説明欄、国庫支出金等返還金 3 9 3 万 6, 0 0 0 円の追加ですが、これは平成 2 6 年度介護給付費負担金の額の確定によるもので、国費、道費分をそれぞれ精算し返還するものであります。

下段、2 項繰出金、1 目一般会計繰出金 5 4 万 4, 0 0 0 円の追加につきましては、介護給付費負担金及び地域支援事業分の額が確定したことから、村の一般会計に返還するものでございます。

次に、これらの財源となる歳入を説明いたします。

補正予算書の6ページにお戻りください。

上段、1款、1項介護保険料、1目第1号被保険者介護保険料、1節現年度分25万1,000円の減額は、先の6月定例会において介護保険条例改正を行いました。

極めて所得の低い方の介護保険料負担割合の軽減分として、当年度の介護保険料を減額するものでございます。

2節滞納繰越分32万7,000円は、平成26年度における保険料未納額が確定しましたので、滞納繰越額として追加の予算計上を行うものです。

中段、5款、1項支払基金交付金、1目介護給付費負担金の過年度分228万8,000円の追加は、平成26年度介護給付費負担金の額確定によるもので、精算の結果、不足額の交付を受けるものでございます。

ページ下段、7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、低所得者保険料軽減繰入金25万1,000円は、先ほどご説明いたしました介護保険料現年度分の減額と同額を追加し、繰入額を調整するものでございます。

7ページ下段をご覧いただきたいと思います。

8款、1項、1目繰越金は、平成26年度の収支決算による繰越額の確定により411万4,000円を追加するものでございます。

7ページ上段、7款繰入金、2項基金繰入金、1目介護保険事業基金繰入金につきましては、224万9,000円を減額し、介護保険会計全体の財源調整を行うものであります。

以上で説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 最後に、大和田施設課長、お願いします。

**○施設課長（大和田貢一君）** それでは、黒ナンバー11番、簡易水道事業特別会計補正予算について補足説明をいたします。

7ページをお開き願います。

歳出で説明欄、配水池維持管理費、需用費、修繕料6万6,000円は、8月10日の落雷により、南札内工区配水池の通信機器に被害を受けたことから、修繕をしようとするものです。

財源につきましては、上の6ページをご覧いただき、歳入、雑入の建物災害共済金で5万2,000円を見込み、7ページにお戻りいただき、説明欄、簡易水道基金積立金1万4,000円を減額し、財源調整を行うものです。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

**○議長（高橋和雄君）** 提案理由の説明が終わりました。

これから4件を一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番男澤議員。

**○5番（男澤秋子君）** では、何点か質問させてください。

14ページの総務費の中の財産管理費で、土地購入費とありまして、3,755万2,000円あります。

その中で今、詳細が説明されましたけれども、消防会館の土地、公営住宅用地、ときわ野分譲地というような中身だったかと思うのですが、その金額は幾らということを詳細で分かればというように思います。

それとここで、新聞報道なのですが、ときわ野第4分譲地に対して、これから整

備をして販売していくということで、同じ面積をこれから販売するにあたって、今まで第3分譲地までは広い面積で21区画にしたのですけれども。今回、この第4分譲地では30区画を販売するというような新聞報道を見たのですけれども、その中身について、平均的にコンパクトに販売するのか。

それとも、大きい面積もあれば少し小さい面積もあるというような、そういう計画を立てているのかというようなことを分かれば教えてください。

それと次に、16ページの総務費の中で、小規模起業支援補助金ということで300万円が出ていまして、スイーツ分野が進出してくるのかなというように思いますけれども、どこでそこに企業が進出してくるのかというようなこと。

これはスイーツですから、お菓子屋さんかなという推測をすることはできますけれども、そのことが分かれば教えていただければというように思います。

それともう1点、教育費で、先ほどの説明もありましたけれども、国際交流推進事業の中で研修事業補助金として248万4,000円が計上されましたけれども。

このことについては、今説明のように、今までの国際事業の中身と変わることによって、費用もかさむ、そういうようなことかなというように想像いたしますけれども、このことについての具体的な中身でわかる範囲内でよろしいですので、ご説明いただければというように思います。

以上、お願いいたします。

**○議長（高橋和雄君）** 阿部総務課長。

**○総務課長（阿部雅行君）** それでは私のほうから、まず14ページ、財産購入費、土地購入費についてご説明申し上げます。

それぞれどのぐらい予算持っているのかということですが、おおまかにお答えしたいと思います。

消防会館については400万円、公住用地につきましては120万円、ときわ野につきましては3,000万円。そして、先ほどの説明の中で、などという表現ありまして、もう1カ所、南札内の牧場用地として、将来的な牧場用地としたところもございます。そちらのほうが80万円。

単純に今の四つ足しますと、この予算額に合いませんけれども、おおまかに説明いたしますと、このような金額になります。

続きまして、第4次分譲地は、30区画でどのぐらいの規模の分譲面積になるのかということですが、第3次の分譲状況から、先に、割とコンパクト型の宅地区画が購入希望がございました。

それで、今回は、コンパクト型をメインにいたしまして、そして、3次よりも大きい区画はございませんが、多少大きい区画は南側のほうに設けて、コンパクト型住宅地を主にして30区画を想定しております。

続きまして、16ページの小規模起業支援補助金300万円、スイーツ分野の進出ということなのですが、これにつきましては、現在村にある企業がスイーツ分野に手掛けるという形で予算化してございます。

**○議長（高橋和雄君）** 高桑教育次長。

**○教育次長（高桑浩君）** まず、追加をしようとする240万円余りの内訳なのですが、一つは、今回8月に事前の調査と打ち合わせに行きました経費が93万9,000円です。これは2人の旅費と、現地での通訳の謝礼及び通訳の交通費ということでござ

います。

二つ目には現地の通訳謝礼、それから、モルヤ滞在中については同行していただくということですので、宿泊料、これが合わせて82万円ほど見ております。

それから、研修生の旅費の助成として60万円です。これまでのアメリカ、エルマ市に比べまして、若干航空運賃、それから、現地での移動の交通費ですね。エルマについては現地での交通費がかからなかったということなのですけれども、シドニーに着いてからの移動の交通費がかかるということですか、それから、入館料、入場料等の経費が新たにかかるということで合わせて、今申し上げましたのが主なものですが、これらで追加をせざるを得なくなったということです。

これに伴いまして、参加者の負担金についても、直近の平成26年度のエルマへの派遣では、1人あたり8万円のご負担をいただきました。

現段階で見積もりといたしますか、推計をしておりますのが、およそ13万円から15万円の範囲内で負担に増やさざるを得ないということでございます。

幅がありますのは、まだ航空運賃が確定していないということですか、燃料サーチャージについても10月から上がるという見込みで、まだ額が確定していないということ。

それから、為替レートについてもありますけれども、幅をもって募集をしようかなと考えております。

研修内容の、まだ概要なのですが、3月17日に出発をして、30日までの14日間で、現地モルヤ・ハイ・スクールのほうには希望を伝えてあります。

モルヤでは10泊のホームステイ、それからシドニーで2泊、もう1泊は機中泊ということで、現段階での粗々のスケジュールですが、考えておまして、モルヤのほうにも10泊ということで希望をお伝えしているところでございます。

モルヤでは、ハイスクールというのは日本で言う中学校と高校の6学年なのですが、ホームステイ先の子どもと一緒に通学をして授業を受けたり、それから自然体験ですか、モルヤ市内の見学、海での体験、ボランティア体験などができるといいですねということで、今後詳細については協議をしてみたいと考えております。

シドニーでは世界文化遺産あるいは世界遺産、博物館、あるいは街歩きでオーストラリアの国を歴史、文化、社会などを学べるというかなと思ひまして、それらも1日半ぐらいの工程で現段階では考えているところでございます。

**○議長（高橋和雄君）** 5番男澤議員。

**○5番（男澤秋子君）** 公有財産購入の土地代の内容についてはわかりましたし、今後、第4分譲地を販売するにあたってのコンパクトの形をメインということであるということも理解しましたけれども、以外と、このコンパクトが希望が多かったということもあるかもしれないけれども、やはり中札内に来てゆったりと過ごしたい、何か家庭菜園などをしたいという希望者があるというように私も感じますので、必ずしもそのコンパクトがメインということだけでなくでもいいのではないかと思いますけれども。

それは私の意見であって、そのことについてはお答えいただかなくても結構です。

あと、スイーツについては、今あるお店がスイーツ分野にも進出するという内容であったかと思ひます。

最後の国際交流事業についてなのですが、今度、参加する人の負担金がエルマに比べるとすごく多いように感じたのですよね。

それで、多くなるとその分参加するのにも躊躇する人が出てくるのかなというように考

えるので、このことが私としては、今後もう少し研究が必要かなということを感じました。

それと同時に、14日間行くということに対して、今、エルマは何日だったかちょっと記憶にないのですが、それと比べるとこの日数ぐらいが妥当なのかどうかわかりませんけれども、少し長いのかなということ。

もしくは、長くて負担がもう少し減るのであれば、そこら辺の日程に対しても少し考える必要もあるというように、私は今説明を伺って感じたところでもありますけれども。

今回、補正として出た内容については、進める、国際交流事業に対しての研修並びに、それに合わせての費用がかかったということに対しては理解いたしましたけれども。

今後この個人負担というか、そういうことに対して負担が多いということに対して、今後これを考える余地があるのかどうか。

そのことについてお答えください。

**○議長（高橋和雄君）** 高桑教育次長。

**○教育次長（高桑浩君）** まず期間についてですけれども、エルマは15日間、今年の3月は15日間の期間でした。

ほぼ同じような期間、14日間で現段階では考えているところであります。

長いか短いかというところについては、1週間ではちょっと短いのではないかと。研修の成果が十分今後発揮できるかどうかという心配がありましたので、ほぼこれまでと同様の2週間程度の期間を研修期間と、現段階では想定をしております。

参加負担金のその根拠なのですけれども、概ねその2分の1程度ということが、これまでも幾つかのその交流事業で基本としてきましたので。

若干、上下するのですけれども、その2分の1程度を基本として交通費と宿泊料、食費の2分の1をご負担いただくという考え方で、先ほど13万円から15万円の負担金を想定しているというご説明をしました。

ということですので、平成26年度のエルマの負担金の率については、8万円ということでしたので、率にすると43%でございます。

基本はやはり2分の1程度ということが基本でありますので、今後は交通機関をどうするかによって若干変わってくると思いますけれども。なるべく、その交通費を安くするなど。あるいは、ホテルについても、極力安価なホテルを選択するなどして、負担を軽減するという努力はしていきたいと考えております。

**○議長（高橋和雄君）** そのほか、ご質疑をお願いいたします。

3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** それでは、ほかの議員さんもないようでございますので、少し突っ込んで何点かお聞きをしたいというふうに思いますのでよろしく申し上げます。

まず12ページの雑入、建物災害共済金44万8,000円ということですが。先ほど札内川園地の物損の損害賠償の分かなということで数字を見ていたのですが、46万3,000円から見ると44万8,000円ということの災害共済金が少ないので、全額対象にならなかったのか。また、別の案件なのか。その辺を教えてくださいというふうに思います。

それから、ただいまもお話ありました14ページの公有財産購入費の関係ですが。ときわ野4次の分全体なのかなとちょっと聞いていたら、総務課長の補足でもって上札内消防会館と。

実はこれ、当初聞いていたのは地権者の関係でなかなか売ってくれないので、賃貸だと

いうことを聞きまして、消防の関係の昔の人かな。そういうことでは問題が残るだろうということでも私も承認したほうですから、かなりそういう経過がありました。

それが地権者との話で、この土地を取得ということですが、その辺の若干の経過も教えていただければなというふうに思います。

それと、公住というのは、ちょっと聞き漏らしたのですが、どこの辺の公住のことを言うのか。ちょっと場所を教えてくださいたい。

それから、ときわ野4次の価格は約3,000万円ということですが、同額というのは坪あたりの単価が同額なのか、総体の額が同額なのか、その辺の状況ですね。1次、2次、3次、今度4次になるのですか。その辺の流れの、できれば坪あたりというのかな、そんな流れで、今回は第4次はこういうことで取得ができましたという話はお聞きしたいなというふうに思います。

それから、16ページのまつり振興事業補助金65万2,000円ということで、私も参加しましたけども。非常に実行委員の方々のご苦労いただいて、予定していたよりもかなり人手も多かったということでもいい事業だなというふうに思っているわけなのですが。

当初、私も100万円ぐらい補助金がついていて、後で精査される補助金の額なのかと見ていたら、ちょっと調べますと、全然補助金が当初からついていないのですね。

できれば、実行委員の人も一部言っておりましたけども、もっと最初にこの補助金というのはつけることによれば、もっと具体的なまつりの計画ができたのではないかなというふうに思いますが、そこら辺の村の見解等についてお聞きをしたいというふうに思います。

それから、18ページの敬老祝い金ですが、当初調べますと354万円ということで当初予算に載ってしまっていて、追加で39万円の追加ということですね。

これは、そんなに当初予算の額から比べて、こんなに差額が出る補正が何なのかと感じたものですから、何の分の補正なのか。何の分のというのは敬老祝い金なのですけれども、そんなに人数把握が難しかったのかなということもまず第1段階。その辺をお聞きをしたいというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** 阿部総務課長。

**○総務課長（阿部雅行君）** それでは、私のほうからご説明申し上げます。

まず、12ページの雑入44万8,000円についてご説明申し上げます。

この44万8,000円につきましては、歳出のほうでいきますと、20ページをお開きください。

8款土木費、営農用水道費の中で中島浄水場管理費、需用費、この中に修繕料56万2,000円がございます。

これは雷被害によって被害を受けたものを修繕するもので、この建物に対して共済金44万8,000円が入っております。

前に説明いたしました札内川園地の損害賠償につきましては、一般会計を通さずに、保険会社から直接相手方に支払うようになってございます。

次の2点目の上札内消防会館の関係ですが、当初は地権者の方と賃借という形で進めておりました。

そして、所有者の方の事情が変わりましたので、売買も可能ですよというふうな連絡がございましたので、それで今回、予算化して購入する予定でございます。

3点目の上札内公住用地ですが、今の公住用地、上札内市街地の西側の公住敷地ですけれども、その一番南側の土地になります。

取得しようとしているのはその場所になります。

続きまして、ときわ野第4次分譲の価格ですけども、これまでと同様というのは、単価で購入してございますので、反あたりの価格を同様な価格で契約しようとしております。

続きまして、16ページのまつり振興補助金についてですけども、実行委員会が設置されたのが、4月に入ってからの活動になります。

確かに昨年、平成26年中から盆踊りを実行するという計画はございましたけども、まだ3月までは具体化したものがございませんでした。

4月に入りまして、実行委員会が組織を立ち上げ、予算等が決まって、今回8月22日の開催になったわけですので、当初はこの額を見ることはできませんでした。

今回、補正させていただくことになります。

私のほうからは以上です。

**○議長（高橋和雄君）** 高島福祉課長。

**○福祉課長（高島啓至君）** ご質問のありました敬老祝い金でございますが、この予算につきましては88歳の方と77歳の方を対象に祝い金をお送りするものでございますけども。

当初予算を作成する際に、リストアップの際に見落としがありました。

今回、77歳の分が38名で予算を組んでいましたが、実際は51名ということで13名分を追加させていただくものです。

今後このようなことがないように、十分注意してまいりたいと思います。

**○議長（高橋和雄君）** 3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** それでは、確認をしたいのですが、14ページの上札内公住、今ある南側の土地というのかな。

今後、公住を建てる予定地にしたいということで取得したのでないかというふうに思うのですが、その辺の確認をしたいというふうに思います。

それから、16ページのまつり事業ですが、4月ではっきりしないということなのでつけていなかったということですが。そうすれば、今回9月ですから、6月あたりの補正にきちっとした計画はないのでしょうか。組んだからといって全額いくとは限らないわけですから、そういうことで位置づけをしたほうが、まつりとしての具体性ができるのではないかというふうに思いますので、6月補正に出してあげるべきでないのかなというふうにちょっと思ったものですから、発言いたしました。

その辺の関係について、お答えをいただきたいなというふうに思います。

それから、19ページの公有財産購入ということで、草地ということで賃貸していた分だという説明ですが、場所というのかな、どこの地域の、南札内のどの辺のことを購入するのか。その辺ちょっと教えていただきたいなと思います。

それから、21ページの永井明奨学資金ですね。

当初、1,041万円ということで半分ぐらい減額にかけた。

26年度については、864万円という決算額になって、結構永井明奨学資金を利用している人が多かったのではないかなというふうに思うのですが。

特に減った理由というのですか、そんなものは教育委員会で感じている部分があるのではないかなというふうに思うのですが。ちょっとPR不足というのかな、そこら辺のコンタクトというのが不足しているので、今までの実績よりもかなり落ち込んできたのではないかなというふうにちょっと心配するものですから、その辺の確認をしたいなというふうに思

います。

それと、社会教育施設の中で、実はパークゴルフ場の水飲みポンプが現在故障していて、貼り紙だけは立派に、ポンプ故障のため水は飲めませんということで立派な看板がかけられているのかな。

そうすると、パークゴルフ場を行ってみればわかりますけども、かなりお年寄りが毎日結構、健康維持のために何週も回るのでね。そのことが健康につながっているのですが。

それと、トイレ掃除する人も水がなくて非常に不便を感じているという実態なのですが、どの辺にそのポンプ故障ということで今回補正を見ているのか。その辺を確認したいなというふうに思うのですが。

ちょっと同じポンプのことで調べていくと、22ページの札内川総合運動公園給水ポンプ取替工事ということで、これは減額になっているのですが、ちょっと議事録を調べると、これは野球場給水ポンプ故障のための給水ユニットと除菌装置を交換するものと。これは工事が終わったのかな。それで、確定したので減額するということなのでしょうけども、そこら辺の経過を教えてもらいたいなというふうに思います。

それと、簡易水道特別会計の関係ですけども、説明を聞いていると8月10日、落雷にあってということがあったのですけども、あそこに去年行ったときに、かなり高いアンテナというものがあって、横に住宅があるのですね。

その辺かなり、住宅に入居している人も当時は心配していた関係があるのですが、今回の落雷でそこら辺の影響というのか、被害というのか、そんなものがなかったのかどうか。

あったとすれば、住宅の位置なのか、あるいはまた落雷される、そういう高いアンテナというのか何か知らないけど、そんなものを位置を変えるとかって何かやっぱり私は考える必要があるのではないかということちょっと聞いたのですけども、そこら辺について説明をお願いをしたいというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** 阿部総務課長。

**○総務課長（阿部雅行君）** まず私のほうから、上札内公住についてご説明申し上げます。

上札内公住の取得につきましては、現在の取得の考えにつきましては、公住敷地全体の敷地が狭い状況でございますので、除雪など、今現在他の隣接地に影響を与えていますので、それらを解消すべく手段として、公営住宅用地として取得するものでございます。

2点目のまつり振興事業補助金の追加の時期についてですけども、6月定例会において報告して、実行委員会等の士気等を上げるべきでないかというご意見だと思いますけども、まだ6月時点におきましても、詳細な予算収支出ておりませんでしたので、今回は9月になってしまいました。

議員おっしゃるとおり、そういう活動につきましては行政として、そういう実行委員会と団体と常に連絡を密にしながら、適切な時期に予算等を上げていくように鋭意努力していきたいと考えております。

**○議長（高橋和雄君）** 成沢産業課長。

**○産業課長（成沢雄治君）** 牧場用地の購入場所なのですが、南札内の106番地、番地を言ってもちょっとわかりづらいと思いますので、牧場の基地、舎飼いの基地があるのですが、そこから上札内に向かって大体基地に隣接している長崎さんの土地を購入するような形になります。

**○議長（高橋和雄君）** 高桑教育次長。

**○教育次長（高桑浩君）** 永井明奨学資金貸付金の減少の要因ですけれども、26年度か



ら継続されている方のうち、大学生が1人借入を辞退しております。

それから、新規で見込んでおりました高校生、大学生それぞれ3人ずつについてですが、実績としては、高校生1人のみが新規の申請があったと、貸付決定をしているということで、高校生2人分と大学生3人分について、当初予算に計上していた部分が必要なくなったということで今回の減額になったものでございます。

PRについては、この永井明奨学資金に限らず、教育委員会で行っている事業について、4月号の広報にコンパクトにまとめたものを全戸配布しておりますので、従来通りPRはしているのですが、4人についてはわかりませんが、実績として新規についてはお1人しかいらっしやなかったということでございます。

もう一つ、パークゴルフ場の水飲みポンプの故障についてです。

現在原因調査中でして、普段管理していただいている業者の方にも見ていただいているのですが、一つは、ポンプ自体の老朽化に伴うものではないかということが一番大きな要因です。設置して20年以上経過しているのではないかとということでございまして。

ただ、もう一つの要因として、今年の水不足、干ばつによって地下水位が下がっていることによって空気がかんで、そのことが原因でポンプに支障をきたしたのではないかとということもありまして、今週雨の予報もありますので、担当には来週月曜日にもう一度ポンプを回してみようということで指示をしているところであります。

大変、利用者の方にはご迷惑をかけているのですが、大変申しわけないのですが、このポンプについては、野球場のポンプについてもそうだったのですが、発注してから2カ月間の納品期間がかかるということで、仮に現在発注しても、納品が10月の末か、あるいは11月になってしまうということで、そうなりますと、すでにパークゴルフ場がクローズした後ですので、原因をしっかりと調査した上で、当初予算での修繕費の計上を現在のところ考えているところでございます。

**○議長（高橋和雄君）** 大和田施設課長、お願いします。

**○施設課長（大和田貢一君）** 簡水の落雷の被害の詳細ですが、議員がおっしゃっているアンテナというのは、多分情報無線の上札内地区のアンテナのことだと思うのですが、

今回の被害は、落ちたのではなくて、空中で放射電磁というものを、今、浄水場施設の関係の状態をネットのウェブを通じて、ここにも確認できるという設備がありまして、それが電話線のようなものの通信を使っているのですが、そこに放射電磁が通ったということが原因でした。

その根拠というのは、ヒューズが約40カ所ぐらい、その通信のほうにヒューズが飛んだのですが、それによって、ほとんどの設備は守られたのですが、1カ所だけ何らかの、直接入ったのか、そのことによる影響で壊れたのかちょっとわからないのですが、雷による影響によって一部故障があったということで直すものですので、ご心配いただいているアンテナの影響ではないということであります。

**○議長（高橋和雄君）** 3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** パークゴルフ場のポンプの関係ですよね。

理由としては、老朽化でないかとか水不足とかっていろんな理由でもって、水が出ないから故障のためということですからずっと看板がかけてあるのでしょうか。

今の時代で、その辺の原因がよくわからないのでということで、来年度当初予算で修繕費を組んでということになっていくと、もう盛んな時期を過ぎて、あそこのパークゴルフ

場については水がありませんよ、というこんなこと言ったほうが早いわけだね。

もっと現状、いわゆる先ほども申し上げましたけども、お年寄りが自分たちの健康管理のためということで、雨降り以外は毎日多くの人に来て、それぞれやっているのですね。

ああいう姿を見ると、やっぱりあそこのパークゴルフ場も値がありますし、ぜひ、そういうものに期待を応えてやるべきだと思うし、1週回りますと我々もそうですけど、水欲しくなるのです。

今まで水があるから冷たいものが出るまで出して、飲んでまた2回戦をやるとかって、昼までずっとやるのですね。

あの辺を見ると、故障の看板、先ほども立派なものがという話もしましたけども、本当に目立つのですね。いつ直るのだろうかというようなことで言っている間に、さっきも言ったように、パークゴルフの時期は終わってしまうのです。

ですから、もう少し業者のほうにも、真剣な教育委員会の形で業者に依頼すれば、僕は不可能なことではないのではないのかなというふう思うので。ここら辺については、そういう状況なので、補正予算云々というよりも、いずれにしても直さなければならないことですから、予備費の活用ですか。そういうものを活用する中で、即教育委員会として対応していくと。

ぜひそういう感覚に立って、そういうスポーツ施設の管理というのかな、水が一番大事なものですから、そんなことで一つ対応を願いたいですし、どうしてもどうしようもないわということになると、先ほど次長が言った来年度の当初予算しかないのですが、もう少し真剣に捉えていただきたいなということをお願いを申し上げて私の質問を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** ご意見として聞いておきたいというふうに思います。

そのほか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** それでは、4件一括しての質問を終わらせていただきたいと思います。

それでは、議案第58号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第58号、平成27年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

議案第59号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第59号、平成27年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

議案第60号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第60号、平成27年度中札内村介護保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

議案第61号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第61号、平成27年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

お諮りをいたします。

1時間は過ぎましたが、この後そんなに議案がございませんので、このまま続けさせてもらいたいと思います。

◎日程第28 認定第1号 平成26年度中札内村一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第29 認定第2号 平成26年度中札内村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第30 認定第3号 平成26年度中札内村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第31 認定第4号 平成26年度中札内村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第32 認定第5号 平成26年度中札内村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第33 認定第6号 平成26年度中札内村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算  
認定について

○議長（高橋和雄君） この際、日程第28、認定第1号から日程第33、認定第6号までの平成26年度中札内村各会計歳入歳出決算認定についての6件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いをいたします。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） ただいま、一括上程認定議題に供されました各会計決算の提案の趣旨について、ご説明申し上げます。

平成26年度の各会計決算がまとまり、監査委員による決算審査も終わりましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見を付して、議会の認定をお願いするものです。

また、主要な施策の成果並びに実績報告書、財産調書を併せて提出しておりますので、内容をご精査いただき、認定くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋和雄君） 続いて、監査委員の決算審査意見を求めます。

木村代表監査委員、お願いします。

（木村誠代表監査委員登壇）

○代表監査委員（木村誠君） それでは、平成26年度決算審査のご報告をさせていただきます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度各会計歳入歳出決算審査を終了し、平成27年8月28日、村理事者に決算審査報告書を提出いたしました。

審査期間は、平成27年8月5日から8月13日までの土、日曜日を除く6日間の日程で行いました。

審査中、軽易な点については各課長を通じ個々に指摘し、改善と対応を求めています。が、決算の主な内容はお配りしています決算審査報告書をお読みいただければというふうに思います。

以上、監査報告とさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） お諮りをいたします。

本日の会議はこれまでとし、明日10日から13日までは、議事の都合により休会をいたします。

14日午前10時から本会議を再開したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

よって、次回は14日午前10時から本会議を再開することに決定をいたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午後 2時10分